

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税法等による住民税・固定資産税・軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、地方税法等による賦課・徴収・調査・収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道岩内町長

公表日

平成27年10月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法等による賦課・徴収・調査・収納管理に関する事務
②事務の概要	<p>・地方公共団体は、地方税法に定めるところにより、地方税を賦課することができ、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、当該地方公共団体の条例によることとされている。</p> <p>・岩内町税条例及び岩内町国民健康保険税条例に基づく税の賦課徴収事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町民税(個人・法人)の賦課徴収及び調査に関する事務 2. 固定資産税・都市計画税の賦課徴収及び調査に関する事務 3. 軽自動車税の賦課徴収及び調査に関する事務 4. 国民健康保険税の賦課徴収及び調査に関する事務 <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、法人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、国民健康保険(資格・税)システム、税申告相談受付システム、電子申告システム、国税連携システム、納組・口座システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、法人住民税情報ファイル、固定資産税・都市計画税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、住民情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに内閣府・総務省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の27項並びに内閣府・総務省令第20条、60条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 並びに内閣府・総務省令第7号の 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,53,54,55,58,59,60条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長	総務部税務課課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務財政課(総務担当)0135-62-1011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務財政課(総務担当)0135-62-1011

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

